

私立大学における新型コロナウイルス感染防止対策の 徹底を求める緊急要求

2020年8月6日

東京私大教連中央執行委員会

文科省による7月1日時点の調査発表では、私立大学の2割では対面授業（文科省のいう「面接授業」）で、6割では遠隔授業と対面授業の併用で授業が実施され、ほぼすべての私立大学で一定の条件のもとでの学生のキャンパスへの入構、施設利用が再開されています。

ところが、新型コロナウイルス感染が再拡大し、東京都では感染者数も急増して、なかには400名を超える日もあり、医療現場の逼迫の声も再び聞かれるようになりました。こうしたさなか、文科省が7月27日に「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」を発し、対面授業（文科省は「面接授業」と呼称）の実施を検討するよう求めはじめたことで、学生の生命・健康を守ることを第一に考えて、手探りのなかで懸命にオンライン授業の実施に努力してきた私立大学の現場に大きな混乱を生じ、大学が感染クラスターの場合となる危険をもたらしています。

感染の再拡大をふまえ全面的に遠隔授業へ戻した大学もありますが、文科省の方針もあって、前期の終盤を迎え、あるいは後期の授業開始に向けて、実験・実技・実習科目などを中心に対面授業の実施に前のめりにならざるをえない状況が生まれています。

対面授業や学生の施設利用を再開していくにあたっては、万全の感染防止対策が必要であることは言うまでもありません。ところが私立大学の現場では、最前線で教育を担う教職員が、学生・教職員のために感染防止対策を講じるよう声を大にして求めても、学校法人理事会が学校設置者の環境整備の責任、教職員に対する安全配慮義務を十分に果たさずに、各自への注意喚起のレベルにとどまり感染防止対策がおざなりになっている場合も少なくありません。

マスクやフェイスシールド、アルコール消毒液など衛生用品の準備、非接触型体温測定機等の配備、教室や図書館、学食などでの飛沫対策、空調・換気設備、保健センターの機能整備、事務室内のパーティションや飛沫防止カーテンの設置など、感染防止のための対策を講じることは、学校法人の責任であり、個々の教職員にできることではありません。

私たち東京私大教連は、これまで繰り返し、学生の教育を受ける権利を保障するために、学費一律半額免除や給付金の支給など学生の修学・生活支援、遠隔授業の環境整備などに加え、大学でクラスターが発生し感染拡大が引き起こされる事態が生じぬよう、感染予防・衛生確保の施設整備についても、国立大学と同等の財政的支援を私立大学に対して行うよう求めてきました。政府・文科省が私立大学に対して、今なお感染予防・衛生確保の施設整備補助を1円たりとも措置せず、感染防止対策「ガイドライン」(2文科高第238号「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン(周知)」2020年6月5日付、以下「ガイドライン」)を発するだけで、何ら実効的な手立てを講ぜず、各大学の自助努力に転嫁して

いることに怒りを禁じ得ません。

私たちは、各大学が感染再拡大のもとで後期の授業開始や入試に向けた準備を行っている時期であることをふまえ、感染防止対策に焦点をあて、以下のとおり要求します。

1. 7月27日付「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」を発したからには、各大学の自助努力のみに依存するのではなく、文科省として責任をもった感染防止対策を講じるべきである。具体的には、「ガイドライン」に示した感染防止策について、学校法人理事会に対して、先駆的事例を具体的に周知したり、取り組み状況を調査して点検したりするなどして、責任をもって徹底すること。また、専門家の意見にもとづき、「大学版ガイドライン」の作成、学生・教職員へのPCR検査など、必要な対策を推進すること。
2. 国立大学には一定の感染予防・衛生確保の施設整備に対する財政支援を行っているのに対して、私立大学に対しては、感染予防・衛生確保の施設整備に対する財政支援を行わない現状は、私立大学生を国立大学生と比べてより高い感染リスクにさらすことにつながり、国民の生命を守ることを保障した日本国憲法13条や法の下での平等を定めた日本国憲法14条などの基層的権利に抵触する。対面授業の再開にあたり、すべての大学に対し、感染防止・衛生確保のための施設整備経費を全額補助すること。早期に補助を行うことの方針を決定し、1で述べた感染対策の徹底にあたり、各学校法人に周知すること。
3. 既往症があるなど感染予防がとりわけ必要な学生および教職員に対して、本人の意思に反して対面授業を強要することのないよう、学校法人と学長に対して徹底すること。

以 上